

HADO公認チーム規約

ver. 2025.01.01

第1条〔HADO公認チームの定義〕

- 1.1. HADO公認チームとは、「大会運営チーム」（以下「運営」という）がHADOの実力を認め、HADOの今後の発展に寄与すると判断したチームに対して発行する資格の事をいう。
- 1.2. HADO公認チームのメンバーは、HADOプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚とスポーツマンシップを持ち、常に技術の向上に努め、HADOの発展に寄与しなければならない。

第2条〔HADO公認チームの編成〕

- 2.1. HADO公認チームは選手、監督、コーチ、マネージャーの最大10名で構成される。
- 2.2. HADO公認チームの選手登録は上限なし、監督登録は1名、コーチ登録は2名、マネージャー登録は上限なしとする。なお、チーム運営スタッフも試合に出場することができるものとする。
- 2.3. HADO公認チームのメンバーは中学生以上でなければならない。
- 2.4. HADO公認チームのメンバーが満16歳未満で構成される場合、メンバーとは別にチーム代表者として保護者を登録しなければならない。
- 2.6. HADO公認チームのメンバーは他のHADO公認チームと重複して所属してはならない。
- 2.7. HADO公認チームのメンバーは原則として日本在住者（国籍は問わない）でなければならない。

第3条〔HADO公認チーム登録の内容〕

- 3.1. HADO公認チームの登録内容は下記に記載の通りとする。

- ①チーム名
- ②チームロゴ
- ③チーム代表者の氏名（本名）
- ④チーム代表者の電話番号
- ⑤チーム代表者のメールアドレス
- ⑥チーム代表者のDiscord ID
- ⑦チーム代表者のDiscord名
- ⑧所属メンバーの氏名（本名）
- ⑨所属メンバーのメールアドレス
- ⑩所属メンバーの選手名（チーム運営スタッフの場合は表示名）
- ⑪所属メンバーの写真

- 3.2. 運営は、①②⑩⑪を公式ウェブサイトやイベントに関わる制作物に使用できるものとする。
- 3.4. HADO公認チームの登録内容を変更する場合は、運営が提示する方法で申請し、運営の承認を得なければならない。

第4条〔チーム名、選手名、ロゴ〕

4.1. 参加者は下記に記載の禁止条件に該当しないチーム名及び選手名、ロゴを決定しなければならない。また、それに該当する場合、運営はチーム名及び選手名、ロゴを編集する権利を有する。

- ・ 第三者権利に保護されている場合、また参加者が書面上の許可を得ていない場合
- ・ 何らかのブランドと類似または一致している場合
- ・ 本人を除いて現実の人間と類似または一致している場合
- ・ 法令または公序良俗に反する場合

4.2. 商用（例：製品名）または中傷、軽蔑、攻撃性、卑猥、わいせつ、憎悪扇動、マナー違反などの要素を含むあらゆるチーム名及び参加者名、ロゴは禁止する。上記に記載の条件を回避するために代替りのスペル、無意味な文字列、間違っただけのスペルを使用することも違反とする。

4.3. 上記に記載の他、運営により不適切であると判断された場合、必要であれば運営は上記に記載の禁止条件を拡大、変更、取り換える権利を有する。

4.4. 参加者は運営に名前の変更を指示された場合、これに従わなければならない。また、それによる負担は自身で負担するものとする。

4.5. チーム名には他の公認チームが使用している固有名詞を使用してはならない。

4.6. チーム名は、全角または半角合計15文字以内でなければならない。

4.7. 選手名は、全角6文字以内または半角含む合計12文字以内でなければならない。

第5条〔HADO公認チームになる権利の発行〕

5.1. HADO公認チームになる権利を発行する条件は下記に記載の通りとする。

- ・ 申請があった場合
- ・ 運営が今後も継続的にHADOの発展に寄与するチームだと判断した場合
- ・ その他、例外的に運営がHADOの発展に大きく寄与するチームだと判断した場合

5.2. HADO公認チームになる権利の発行を受けたチームに未成年の選手がいる場合、受諾したことで保護者の同意を得たものとする。

5.3. HADO公認チームになる権利の発行時と受諾時で所属メンバーが著しく変わっている場合やHADO公認チームとしてふさわしくない行為を行った場合は、運営の判断でHADO公認チームになる権利を剥奪することができる。

5.4 HADO公認チームを解除されたチームは、原則として解除日から90日間は発行条件を満たした場合でもHADO公認チームになる権利が発行されることはない。ただし、運営がHADOの発展に大きく寄与するチームだと判断した場合、例外としてHADO公認チームになる権利が発行される。

第6条【HADO公認チームの解除】

6.1. HADO公認チームは下記に記載のいずれかに該当した場合、HADO公認チームを解除されるものとする。

- ・ HADO公認チームになる権利を受諾した日から1年間、チームでの活動をしていない場合
- ・ チーム継続の意思がないと運営が判断した場合
- ・ 社会的もしくはHADO公認チームとしてふさわしくない行為を行ったと運営が判断した場合
- ・ HADO公認チームが解散の申請を行い、運営がそれを承認した場合

第7条【HADO公認チームへの加入及び脱退】

7.1. HADO公認チームへのメンバーの加入または脱退をする場合は、運営が提示する方法で申請し承認を得なければならない。

7.2. HADO公認チームへのメンバー加入または脱退はいつでも自由にすることができ、他のチームへ移籍することもできる。

7.3. 運営が不適切と判断した加入及び脱退の申請は、HADO公認チームと運営で協議を行い適切に対応するものとする。

第8条【HADO公認チームの解散】

8.1. HADO公認チームを解散する場合、運営が提示する方法で申請し承認を得なければならない。

8.2. HADO公認チームの解散は、いつでも自由にすることができる。

第9条【HADO公認チーム及び所属メンバーへのペナルティ】

9.1. HADO公認チーム及び所属メンバーが本規約に違反したと運営が判断した場合、ペナルティを与えることができる。

9.2. 与えるペナルティは、軽いものから順に警告、一定期間の活動禁止、HADO公認チームへの所属資格の取り消しがあり、悪質さ、影響の大きさなどを考慮し、審判及びHADO大会運営チームが決定する。

9.4. 運営は与えたペナルティを、公式ウェブサイトや公式SNSなどで公表できるものとする。

第10条【公認チームの特典、支援】

10.1. 公認チーム登録をすることで、下記に記載の特典を受けることができる。

- ・ 「HADO LEAGUE ODAIBA」に参加できるようになる
- ・ 「ガチIHADO」に参加できるようになる
- ・ 機材レンタル料金が通常価格より100円割引され、200円となる

- ・コート1またはコート2の1時間レンタル料金が通常価格より2,000円割引され、1時間10,500円となる
- ・グラウンドコートまたはプレミアムコートの1時間レンタル料金が通常価格より4,000円割引され、1時間10,500円となる
- ・プレイヤー名刺がもらえる（希望者のみ）

10.2. コミュニティ大会または練習会を開催することで、下記に記載の支援を受けることができる。

- ・ SNSでの開催告知
- ・ エントリーフォームの作成及びエントリーチームの管理
- ・ 対戦表の作成（フォーマットのお渡し）
- ・ 実況解説の斡旋
- ・ 配信用映像の提供（センターEYEの映像のみ）
- ・ ノベルティの配布（数に限りがあり、時期によって内容が変わる）
- ・ コートレンタル1時間無料（適用は最低2時間からとなる）

10.3. コミュニティ大会または練習会の支援条件は、下記に記載の通りとする。

- ・ 参加チームが5チーム（15名）以上
- ・ コートレンタル2時間以上

第11条【規約の変更】

11.1. 運営は本ルールを随時変更することができるものとする。

11.2. 運営は本ルールを変更した際には公式ウェブサイト、Discord等の手段で告知する。

11.3. 本ルールの変更後、告知の時点から発効する。

第12条【お問い合わせ先】

HADO大会運営事務局

Mail : hado_tournament@meleap.com